

平成 16 年 12 月 24 日

各 位

会 社 名：株 式 会 社 大 京
代 表 者：代表取締役社長 山崎 治平
コ ー ド 番 号：8840 東証・大証第 1 部
問 い 合 わ せ 先：執行役員広報部長 大越 武
TEL 03-3475-3802

第三者割当増資（優先株式発行）に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 12 月 24 日開催の取締役会において、総額 300 億円の優先株式の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株式（第 1 回第 5 種優先株式）の発行要項

- | | |
|--|--|
| (1) 種類株式の名称 | 株式会社大京 第 1 回第 5 種優先株式
(以下「第 5 種優先株式」という。) |
| (2) 発行株式数 | 第 5 種優先株式 37,500,000 株 |
| (3) 発行価額 | 1 株につき 400 円 |
| (4) 発行価額の総額 | 15,000,000,000 円 |
| (5) 資本組入額 | 1 株につき 200 円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 7,500,000,000 円 |
| (7) 申込期日 | 平成 17 年 3 月 24 日（木曜日） |
| (8) 払込期日 | 平成 17 年 3 月 25 日（金曜日） |
| (9) 配当起算日 | 平成 17 年 3 月 25 日（金曜日） |
| (10) 割当先及び株式数 | 株式会社ユーエフジェイ銀行 37,500,000 株 |
| (11) 発行を行う地域 | 日本国 |
| (12) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称 | 該当なし |
| (13) 証券取引施行令第 1 条の 7 に規定する譲渡に関する制限及びその他の制限が付されている
場合における当該制限の内容 | 該当なし |
| (14) 継続保有に関する事項 | 該当なし |
| (15) 優先配当金 | |

(イ) 優先配当金の額

1 株あたりの優先配当金（以下「第 5 種優先配当金」という。）の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。第 5 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第 5 種優先配当金の額が金 40 円を超える場合は 40 円とする。

平成 19 年 3 月末日以前に終了する営業年度に関する配当： 第 5 種優先配当金の額は 0 円とする。

平成 19 年 4 月 1 日以降平成 29 年 3 月末日以前に終了する営業年度に関する配当： 第 5 種優先配当金 = 400 円 × 2.00%

平成 29 年 4 月 1 日以降に終了する営業年度に関する配当： 第 5 種優先配当金 = 400 円 × (日本円 TIBOR + 1.75%)

「日本円 TIBOR」とは、平成 29 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日（以下「第 5 種優先配当算出基準日」という。）現在における日本円リファレンス・レート（1 年物）として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次の第 5 種優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。ただし、第 5 種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第 5 種優先配当算出基準日とする。

第 5 種優先配当算出基準日に日本円 TIBOR が公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は直前営業日）ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート（ユーロ円 LIBOR1 年物（360 日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円 TIBOR に換えて用いるものとする。

日本円 TIBOR またはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

(Ⅰ) 優先中間配当金の額

第 5 種優先株主または第 5 種優先登録質権者に対し、中間配当を行わない。

(Ⅱ) 非累積条項

ある営業年度において第 5 種優先株主または第 5 種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第 5 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(Ⅲ) 非参加条項

第 5 種優先株主または第 5 種優先登録質権者に対し第 5 種優先配当金を超えて配当は行わない。

(16) 残余財産の分配

当会社の残余財産を分配するときは、第 5 種優先株主または第 5 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 5 種優先株式 1 株につき 400 円を支払う。

第 5 種優先株主または第 5 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(17) 消却

当社は、いつでも第 5 種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(18) 議決権

第 5 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(19) 新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第 5 種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、第 5 種優先株主には新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(20) 転換予約権

(Ⅰ) 転換を請求し得べき期間

第 5 種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成 23 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日までとする。

(Ⅱ) 転換の条件

第 5 種優先株式は、1 株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第 5 種優先株式を当会社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

転換を請求し得べき期間の開始日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成 24 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日まで、毎年 4 月 1 日（以下、それぞれ「転換価額修正日」という。）に、各転換価額修正日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（以下、それぞれ「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）に修正される（修正後転換価額は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記 (c) で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c) に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。）ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の 80% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の 100% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

第 5 種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額} + \text{既発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合（自己株式を処分する場合を含む。）調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使により発行される普通株式 1 株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は商法 280 条の 20 第 4 項または同法 341 条の 15 第 5 項により算出される。）が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記 も同様とする。）

普通株式に転換することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式 1 株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は

商法 280 条の 20 第 4 項または同法 341 条の 15 第 5 項により算出される。) が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降でこれを適用する。

上記に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する 1 株あたりの時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記ただし書の場合には株主割当日)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。なお上記 45 取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する 1 株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額(または処分価額)をもって普通株式を発行(または自己株式を処分)する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額)

の株式の分割により普通株式を発行する場合は 0 円

の時価を下回る価額をもって普通株式に転換またはで定める内容の新株予約権を行使できる証券(権利)を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式 1 株あたりの発行価額(ただし、当該発行価額は商法 280 条の 20 第 4 項または同法 341 条の 15 第 5 項により算出される。)

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式 1 株あたりの発行価額(ただし、当該発行価額は商法 280 条の 20 第 4 項または同法 341 条の 15 第 5 項により算出される。)

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 1 円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 上限転換価額及び下限転換価額の調整

上記(c)の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」または「下限転換価額」に置き換えた上で上記(c)の規定を準用して同様の調整を行う。

(ハ) 転換により発行すべき普通株式数

第 5 種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第 5 種優先株主が転換請求のために提出した第 5 種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたって 1 株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(ニ) 転換の請求により発行する株式の内容

当会社普通株式

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書および第 5 種優先株券が前記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(ト) 転換後第 1 回目の配当

第 5 種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(21)強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第 5 種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「強制転換基準日」という。）以降に開催される取締役会で定める日をもって、第 5 種優先株式 1 株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、この場合当該平均値が、150 円（但し、上記(20)（ロ）(c)の規定により転換価額の調整を行う場合には、同規定を準用して同様の調整を行う）または下限転換価額のいずれか高い金額を下回るときは、第 5 種優先株式 1 株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。

なお、上記の普通株式数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときには、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(22)優先順位

第 1 種優先株式ないし第 6 種優先株式間の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は同順位とする。優先配当可能利益が、第 1 種優先株式ないし第 6 種優先株式の発行に際して決定された 1 株あたりの優先配当金（以下、「各種優先配当金」という。）に現存する各株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合、各種優先株式間における 1 株あたりの優先配当額が各種優先配当金に比例する方法により優先配当を行う。また、残余財産の分配可能額が、第 1 種優先株式ないし第 6 種優先株式の発行に際して決定された 1 株あたりの残余財産分配額に現存する各株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合、各種優先株式間における 1 株あたりの分配額が同額となる方法により分配を行う。

2. 新株式（第 1 回第 6 種優先株式）の発行要項

(1) 種類株式の名称	株式会社大京 第 1 回第 6 種優先株式 （以下「第 6 種優先株式」という。）
(2) 発行株式数	第 6 種優先株式 37,500,000 株
(3) 発行価額	1 株につき 400 円
(4) 発行価額の総額	15,000,000,000 円
(5) 資本組入額	1 株につき 200 円
(6) 資本組入額の総額	7,500,000,000 円
(7) 申込期日	平成 17 年 3 月 24 日（木曜日）
(8) 払込期日	平成 17 年 3 月 25 日（金曜日）

- (9) 配当起算日 平成 17 年 3 月 25 日 (金曜日)
- (10) 割当先及び株式数 株式会社ユーエフジェイ銀行 37,500,000 株
- (11) 発行を行う地域 日本国
- (12) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称 該当なし
- (13) 証券取引施行令第 1 条の 7 に規定する譲渡に関する制限及びその他の制限が付されている
場合における当該制限の内容 該当なし
- (14) 継続保有に関する事項 該当なし
- (15) 優先配当金

(イ) 優先配当金の額

1 株あたりの優先配当金 (以下「第 6 種優先配当金」という。) の額は、以下の算式に従い計算される金額とする。第 6 種優先配当金は、円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第 6 種優先配当金の額が金 40 円を超える場合は 40 円とする。

平成 19 年 3 月末日以前に終了する営業年度に関する配当： 第 6 種優先配当金の額は 0 円とする。

平成 19 年 4 月 1 日以降平成 29 年 3 月末日以前に終了する営業年度に関する配当： 第 6 種優先配当金 = 400 円 × 2.00%

平成 29 年 4 月 1 日以降に終了する営業年度に関する配当： 第 6 種優先配当金 = 400 円 × (日本円 TIBOR + 1.75%)

「日本円 TIBOR」とは、平成 29 年 4 月 1 日以降の毎年 4 月 1 日 (以下「第 6 種優先配当算出基準日」という。) 現在における日本円リファレンス・レート (1 年物) として全国銀行協会によって公表される数値をいい、上記計算式においては、次回の第 6 種優先配当算出基準日の前日までの各営業年度について適用される。ただし、第 6 種優先配当算出基準日が銀行休業日の場合は直前営業日を第 6 種優先配当算出基準日とする。

第 6 種優先配当算出基準日に日本円 TIBOR が公表されない場合、同日 (当日が銀行休業日の場合は直前営業日) ロンドン時間午前 11 時にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート (ユーロ円 LIBOR1 年物 (360 日ベース)) として英国銀行協会 (BBA) によって公表される数値またはこれに準ずると認められるものを日本円 TIBOR に換えて用いるものとする。

日本円 TIBOR またはこれに換えて用いる数値は、%未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を四捨五入する。

(ロ) 優先中間配当金の額

第 6 種優先株主または第 6 種優先登録質権者に対し、中間配当を行わない。

(ハ) 非累積条項

ある営業年度において第 6 種優先株主または第 6 種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第 6 種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(ニ) 非参加条項

第 6 種優先株主または第 6 種優先登録質権者に対し第 6 種優先配当金を超えて配当は行わない。

(16) 残余財産の分配

当社の残余財産を分配するときは、第 6 種優先株主または第 6 種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 6 種優先株式 1 株につき 400 円を支払う。

第 6 種優先株主または第 6 種優先登録質権者に対しては、前記のほか残余財産の分配は行わない。

(17)消却

当社は、いつでも第6種優先株式を買い受け、これを株主に配当すべき利益をもって当該買受価額により消却することができる。

(18)議決権

第6種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(19)新株引受権等

当社は、法令に定める場合を除き、第6種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、第6種優先株主には新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(20)転換予約権

(イ) 転換を請求し得べき期間

第6種優先株式の転換を請求し得べき期間は、平成25年4月1日から平成43年3月31日までとする。

(ロ) 転換の条件

第6種優先株式は、1株につき下記(a)ないし(c)に定める転換価額により、第6種優先株式を当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

転換を請求し得べき期間の開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成26年4月1日から平成43年3月31日まで、毎年4月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)に修正される(修正後転換価額は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお時価算定期間内に、下記(c)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、(c)に準じて取締役会が適当と判断する値に調整される。)。ただし、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の80%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、また修正後転換価額が当初転換価額の100%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

第6種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下、「転換価額調整式」という。)により調整する。転換価額調整式を用いる計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額} + \text{既発行普通株式数} \times 1 \text{株あたりの時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合(自己株式を処分する場合を含む。)調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。処分される自己株式の数は転換価額調整式における「新規発行普通株式数」に算入される。

株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は商法280条の20第4項または同法341条の15第5項により算出される。）が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合、調整後の転換価額は、その証券（権利）の払込期日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券（権利）の全額が転換または全ての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降これを適用する。以後の調整においては、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて既発行の普通株式数に算入される（下記も同様とする。）

普通株式に転換することができる株式または新株予約権を行使できる証券（権利）であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものを発行した場合において、決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は商法280条の20第4項または同法341条の15第5項により算出される。）が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合、調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券（権利）の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降でこれを適用する。

上記に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額により変更される。

転換価額調整式に使用する1株あたりの時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記

ただし書の場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上記45取引日の間に、で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価（当該平均値）は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヵ月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。なお、既発行普通株式数からは処分される自己株式数を控除する。

転換価額調整式で使用する1株あたりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

の時価を下回る払込金額（または処分価額）をもって普通株式を発行（または自己株式を処分）する場合には、当該払込金額または処分価額（金銭以外の財産による払込みの場合にはその適正な評価額）

の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

の時価を下回る価額をもって普通株式に転換またはで定める内容の新株予約権を行使できる証券（権利）を発行する場合は、当該転換価額または当該新株予約権の行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は商法280条の20第4項または同法341条の15第5項により算出される。）

の場合は、価格決定日に決定された転換価額または権利行使により発行される普通株式1株あたりの発行価額（ただし、当該発行価額は商法280条の20第4項または同法341条の15第5項により算出される。）

転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(d) 上限転換価額及び下限転換価額の調整

上記(c)の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」または「下限転換価額」に置き換えた上で上記(c)の規定を準用して同様の調整を行う。

(ハ) 転換により発行すべき普通株式数

第6種優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{転換により発行} \\ \text{すべき普通株式} \\ \text{数} \end{array} = \frac{\text{第6種優先株主が転換請求のために提出した第6種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき普通株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(ニ) 転換の請求により発行する株式の内容

当会社普通株式

(ホ) 転換請求受付場所

東京都江東区東砂七丁目10番11号

ユーエフジェイ信託銀行株式会社 証券代行部

(ハ) 転換の効力の発生

転換の効力は、転換請求書および第6種優先株券が前記(ホ)に記載する転換請求受付場所に到着したときに発生する。

(ト) 転換後第1回目の配当

第6種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金は、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(21)強制転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第6種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「強制転換基準日」という。)以降に開催される取締役会で定める日をもって、第6種優先株式1株の払込金相当額を強制転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、この場合当該平均値が、150円(但し、上記(20)(ロ)(c)の規定により転換価額の調整を行う場合には、同規定を準用して同様の調整を行う)または下限転換価額のいずれか高い金額を下回るときは、第6種優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。

なお、上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときには、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(22)優先順位

第1種優先株式ないし第6種優先株式間の優先配当金の支払順位および残余財産の分配順位は同順位とする。優先配当可能利益が、第1種優先株式ないし第6種優先株式の発行に際して決定された1株あたりの優先配当金(以下、「各種優先配当金」という。)に現存する各株式数を乗じて得られた金額の総合

計額に満たない場合、各種優先株式間における1株あたりの優先配当額が各種優先配当金に比例する方法により優先配当を行う。また、残余財産の分配可能額が、第1種優先株式ないし第6種優先株式の発行に際して決定された1株あたりの残余財産分配額に現存する各株式数を乗じて得られた金額の総合計額に満たない場合、各種優先株式間における1株あたりの分配額が同額となる方法により分配を行う。

3. 増資の理由および資金の用途

(1) 増資の理由

自己資本を増強し、同時に有利子負債の削減を図るものです。

(2) 資金の用途

借入金を、債務の株式化により現物出資として給付を受けるものです。

4. 割当先の概要

割当先の氏名または名称		株式会社ユーエフジェイ銀行	
割当株数		第5種優先株式 37,500,000株 第6種優先株式 37,500,000株	
払込金額		第5種優先株式 15,000,000,000円 第6種優先株式 15,000,000,000円	
割当先の内容	住所	名古屋市中区錦3丁目21番24号	
	代表者の氏名	取締役頭取 沖原 隆宗	
	資本の額 (平成16年9月末現在)	1,233,582百万円	
	事業の内容	銀行業	
	大株主 (平成16年9月末現在)	株式会社ユーエフジェイホールディングス(100.0%)	
当会社との関係	出資関係	当会社が保有している取得者の株式の数	株
		取得者が保有している当会社の株式の数	普通株式 8,971,644株 第1種優先株式 5,000,000株 第2種優先株式 7,500,000株 第3種優先株式 50,000,000株 第4種優先株式 50,000,000株
	取引関係等	資金借入	
	人事関係	割当先から5名受入(うち1名は取締役)	

平成16年9月末現在

5. 増資日程

第1回第5種優先株式および第1回第6種優先株式の増資日程は下記の通りです。

平成16年12月24日(金) 新株式発行取締役会決議

平成17年3月10日(木) 新株式発行決議公告

平成17年3月24日(木) 申込期日

平成17年3月25日(金) 払込期日

平成17年3月25日(金) 資本増加日

以上